

奈良市自治連合会会則

第1章 総則

(名称と事務所の所在地)

第1条 本会は「奈良市自治連合会」と称し、事務所の所在地を奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内とする。

(目的)

第2条 本会は、奈良市の地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮し、市のコミュニティ政策をはじめとする諸政策への参画と協働を实践することにより、住民が心豊かに安全に安心して暮らせる住み良い地域づくりを目指すことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する地区自治連合会（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事業)

第4条 第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携と地域活動推進に関すること。
- (2) 市行政施策に対する市民の要望、地域課題等に関すること。
- (3) 市行政との参画と協働に関すること。
- (4) 地域自治組織づくりに関すること。
- (5) 事業遂行のための調査研修ほか、本会の目的達成に必要な事項

第2章 総会

(総会)

第5条 総会は、本会の最高議決機関で毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。

2 3分の1以上の会員から要請があれば臨時に総会を開催しなければならない。

(議事)

第6条 総会は、会員の過半数（代理出席及び委任状を含む。）の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は会長が決する。

2 会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(議決事項)

第7条 総会は、次の事項の承認等につき議決する。

- (1) 前年度の事業報告、決算報告及び監査報告
- (2) 新年度の事業計画及び予算
- (3) 新年度の役員
- (4) 監事の選出
- (5) 会則の改廃
- (6) その他、役員会において特に重要とされる事項

第3章 定例会

(定例会)

第8条 定例会は、原則として月1回開催する。

(議事)

第9条 議事は、第6条第1項の規定を準用する。

(審議事項)

第10条 定例会は、次の事項を審議する。

- (1) 会員との情報交換、連絡調整、地域活動推進に関する事項
- (2) 会員よりの要望事項、課題共有と解決に関する事項
- (3) 市自治連合会事業計画の遂行及び役員会において必要とされた事項

第4章 役員会

(役員会)

第11条 役員会は、月1回開催する。ただし、必要に応じ会長が招集する。

(議事)

第12条 役員会は、過半数（委任状を含む。）の役員の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、会長が決する。

(協議事項)

第13条 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会（臨時総会を含む。）に付議する事項
- (2) 事業の実施、運営に関すること。
- (3) 予算の執行に関すること。
- (4) 総会及び定例会の議決により役員会に委任された事項
- (5) 定例会に諮る必要のある事項

第5章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) ブロック長

(役員任期)

第15条 役員任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は3年を超えては継続できない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでその職務を行う。

(役員任務)

第16条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、その任務を会長が委嘱する。会長に事故あるときは、予め決めた順位により会長の職務を代行する。

3 事務局長は、事務的業務を統括する。

4 会計は、本会の会計業務を担当する。

(役員選出)

第17条 会長の選出は、総会までに会長選出のための定例会を開催し、地区自治連合会長の中から立候補した者が所信表明を行い、出席会員による直接無記名投票で決する。

2 立候補した者がいない場合は、地区自治連合会長の中から出席会員による直接無記名投票で決する。

3 本条の投票の結果、1位が過半数に達しない場合は、1位と2位の決選投票を行う。

4 副会長、事務局長及び会計は、会長が指名する。

第6章 ブロック

(ブロック編成)

第18条 会員相互の情報連絡と連携、地域活動推進、地域課題解決のため、地区事情の類似した地区群によるブロックを別表のとおり編成する。

(ブロック長)

第19条 ブロック長は、前条のブロックごとにブロックの代表者として1名選出される。

2 ブロック長は、それぞれのブロックを統括するものとする。

3 ブロック長が会長となった場合は、同一のブロックから改めてブロック長を選べるものとする。

第7章 監事

(監事)

第20条 監事は、地区自治連合会長の中から、総会で2名選出され、この会の事業及び会計を監査する。

- 2 監事の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。
- 3 監事の補充は、臨時総会を開催して選出する。
- 4 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 本会に役員とは別に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。
- 3 顧問及び相談役は会長が役員会の同意を得て選任する。
- 4 顧問は外部からの招へいであり、相談役は会長経験者から選任される。いずれも会長の招集に応じて総会、定例会、役員会等に出席することができ、諮問に応じる。

第9章 専門部会

(専門部会)

第22条 本会の目的達成に必要な事業を行うため、重点課題について調査研究及び協議する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置は役員会の決議による。
- 3 専門部会の部会長は、原則として副会長から選任される。部会長は直ちに副部会長を任命する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 専門部会の運営については、役員会の承認を得て独自の部会則を定めることができる。

第10章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、交付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、年間10,000円とし、年度始めに納入する。

(事業及び会計年度)

第24条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 雑則

(雑則)

第25条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は会長が役員会に諮って決定する。

- 2 地区自治連合会は、原則として1小学校区1自治連合会とする。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成22年12月15日から施行する。

この会則は、平成24年2月15日から施行する。

この会則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第5章、第6章、第7章及び第8章の規定は平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年5月25日から施行する。

ブロック名（49）		地区自治連合会名	参考 （中学校区）
1	中部Ⅰ（5）	飛鳥、済美、済美南、鼓阪、佐保	飛鳥 春日 若草
2	中部Ⅱ（4）	椿井、大宮、佐保川、大安寺西	三笠
3	南部（6）	東市、明治、辰市、帯解、精華、大安寺	都南 （春日）
4	西南部Ⅰ（7）	伏見、伏見南、西大寺北、六条校区、あやめ池 都跡、平城	伏見、京西 都跡、平城
5	西南部Ⅱ（4）	学園南、富雄南、奈良 帝塚山、学園三碓	富雄南 富雄第三
6	西北部Ⅰ（4）	登美ヶ丘、東登美ヶ丘、平城西、鶴舞	登美ヶ丘 登美ヶ丘北
7	西北部Ⅱ（4）	二名、青和、富雄、鳥見	富雄 二名
8	東部（6）	田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬	田原 興東館柳生 月ヶ瀬
9	北部（5）	神功、右京、朱雀、左京、佐保台	平城西 平城東
10	都 祁（4）	並松、吐山、都祁、六郷	都祁

第25条第2項の覚書

あやめ池小学校区	あやめ池地区自治連合会 学園南地区自治連合会	帯解小学校区	帯解地区自治連合会 精華地区自治連合会
興東小学校区	東里地区自治連合会 狭川地区自治連合会 大柳生地区自治連合会	都祁小学校区	並松地区自治連合会 吐山地区自治連合会 都祁地区自治連合会 六郷地区自治連合会

※ 各地区自治連合会は1小学校区1地区自治連合会とするが、この会則改正前の地区自治連合会は、歴史的経緯を踏まえこの限りではない。